川根本町地域防災計画

風水害対策編

令和５年４月

川根本町防災会議

目　次

第１章　総則 1

第１節　過去の顕著な災害 1
１　風水害 1
２　土石流・地すべり・がけ崩れ 2
第２節　予想される災害と地域 3
１　風水害 3
２　土石流・地すべり・がけ崩れ 3

第２章　災害予防計画 4

第1節　総則 4
第2節　河川災害予防計画 4
１　河川の特徴 4
２　河川の治水対策 4
３　浸水想定区域等の指定に伴う実施事項 5
４　連絡体制の構築 6
第３節　道路・橋りょう災害防除計画 6
第４節　土砂災害防除計画 6
１　土砂災害対策 6
２　砂防事業 7
３　地すべり対策事業 7
４　急傾斜地崩壊対策事業 7
５　土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用 8
６　土砂災害防止法の施行 8
７　その他のソフト対策 10
第５節　山地災害防除計画 10
１　山地災害対策 10
２　治山事業 10
３　総合的な山地災害対策 10
第６節　林道災害防除計画 11
第７節　農地災害防除計画 11
１　ため池等整備事業 11
２　農地保全事業 11
３　たん水防除事業 11
第８節　倒木被害防除計画 12
第９節　盛土災害防除計画 12
第10節　避難情報の事前準備計画 12
１　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 12
２　住民への周知・意識啓発 12

第11節　避難誘導体制の整備計画 13
第12節　防災知識の普及計画 13
第13節　自主防災活動 14

第３章　災害応急対策計画 15

第１節　指定水防管理団体・水防機関 15
１　指定水防管理団体 15
２　水防機関 15
第２節　水防管理団体の水防計画 15
第３節　水防組織及び非常配備体制 16
１　町水防本部 16
２　町災害対策本部 16
３　非常配備体制 16
第４節　水防に関する予警報 17
１　「水防活動」に必要な予報及び警報とその措置 17
２　水位周知河川における水位到達情報 17
３　道路の通行規制に関する情報 17
第５節　情報収集・伝達 17
第６節　広報活動 17
第７節　水防信号及び水防標識 17
第８節　避難のための立退 17
第９節　重要水防箇所 18
第10節　水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送 18

第１章　総則

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、町民の生命、身体及び財産を風水害から保護するために、町及び防災機関が行うべき町域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、＜第１編共通対策編　第４章復旧・復興対策＞によるものとする。

章	記載内容
第１章　総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第２章　災害予防計画	総則、河川災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第３章　災害応急対策計画	指定水防管理団体・水防機関、水防管理団体の水防計画、水防組織及び非常配備体制、水防に関する予警報、情報収集・伝達、広報活動、水防信号及び水防標識、避難のための立退、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第１節　過去の顕著な災害

１　風水害

大雨や強風等の風水害は、最も発生するおそれの高い災害である。当町を流れる大井川は、日本屈指の急流河川で、これまで多くの災害を引き起こしてきた。

大井川上流は、県下では天城山付近と並んで降水量が多い地域であり、中上流部山地は地形的、地質的に崩壊しやすい地域である。また、大井川の河床勾配が大きいことが水害の一要因となっている。

近年は、堤防整備等の治水工事や治水ダム建設、水防対策の確立により、大きな水害は発生していない。以下に、当町における近年の顕著な水害について示す。

発生年月日	災害種	川根本町における気象状況等	主な被害状況
平成３年９月 19 日	台風 18 号 秋雨前線	日降水量 260 ㎜ 日最大１時間降水量 36.0 ㎜	建設中の長島ダムの「仮締切」が半壊 NTT のケーブルの切断により、市外通話が不能 床上浸水 52 戸、床下浸水 18 戸 大井川鉄道の寸断　等
平成 15 年８月８～９日	台風 10 号	日降水量 233 ㎜（９日） 日最大１時間降水量 30.0 ㎜（９日）	大井川増水　等
平成 21 年 10 月８日	台風 18 号	日降水量 112.0 ㎜ 日最大１時間降水量 36.5 ㎜ 最大瞬間風速 10.9m	国・県・町道等で倒木や路肩決壊が多発、一部通行不能

発生年月日	災害種	川根本町における気象状況等	主な被害状況
			300 戸が停電　等

発生年月日	災害種	川根本町における気象状況等	主な被害状況
平成 23 年7月 19～20 日	台風6号	24 時間降水量 414.5 ㎜ （19 日、1976 年以降最大） 最大１時間降水量 54.0 ㎜（20 日） 最大瞬間風速 9.3m（20 日） 洪水警報、土砂災害警戒情報の発表	一部道路において崩土による通行止め 大井川増水　等
平成 23 年9月2～4日	台風 12 号	最大１時間降水量 50.5mm（４日） ８月 31 日～５日までの総降水量 814.0 ㎜ 土砂災害警戒情報の発表 554 世帯 1,532 人に避難勧告発令。内、177 世帯 363 人が避難（本町で初の避難勧告発令）	島田川根線において倒木 一部道路の通行止め 大井川増水　等
平成 23 年9月 19 日～21 日	台風 15 号	日降水量 374.0 ㎜ （21 日、年の極値更新） 最大１時間降水量 62.0 ㎜ （21 日、９月の極値更新） 最大 24 時間降水量 399.5 ㎜ （21 日、９月の極値更新） 最大瞬間風速 14.2m 暴風警報、洪水警報の発表 避難準備情報の発令	島田川根線、国道 362 号、国道 473 号において倒木 国道 473 号において崩土 一部道路の通行止め 大井川増水 一部家屋の浸水被害 崩土等の道路寸断により集落孤立　等
平成 24 年6月 19 日～20 日	台風４号	日降水量　250.0mm （19 日、６月の極値更新） 土砂災害警戒情報、洪水警報の発表	一部地域で停電

※日降水量：日付を区切りとし、当日の０時 01 分～24 時 00 分までの 24 時間降水量
※24 時間降水量：任意の時刻から 24 時間の降水量
出典：静岡地方気象台、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、広報かわねほんちょう

２　土石流・地すべり・がけ崩れ

大雨による災害は洪水だけでなく、土石流や地すべり、がけ崩れ等の災害が発生する危険性がある。大井川流域の地質は、中生代白亜紀の四万十層や第三紀層の瀬戸川層が帯状に配列され、砂岩や泥岩から構成されている。

また、中央構造線と糸魚川－静岡構造線に挟まれていることから、地殻変動や風化を受けて非常に脆弱な地質で、上流域からの土砂流出が多く、特に上中流域は標高が高く気温の較差が大きいことから風化が顕著であり、降水量も多いことから崩壊地が拡大している。

当町を通過している大井川鐵道の沿線では、これまで土砂崩れを数度経験している。近年では、平成 15 年８月 17 日に大井川鐵道の神尾駅付近で大規模斜面崩落が発生し、約 10,000m^3 の崩落土砂が大井川鐵道の線路敷を覆い、一部土砂は大井川まで流出し、交通機関が寸断された。

また、平成 22 年の８月には、井川線・川根両国～沢間間で土砂崩れが発生し、一部区間においてバス代行輸送が実施された。

なお、町内での土砂災害による人的被害は、近年の砂防事業等の進捗により発生していない。

参考：日本地すべり学会、大井川鐵道株式会社

第２節　予想される災害と地域

１　風水害

当町の平均年間降水量は、2,500～3,000 ㎜であり、全国平均約 1,700 ㎜よりも多い。

現在は、国・県・町が管理する河川では治水や治山事業等の工事が行われ、また、治水ダムである長島ダムにより災害への安全性は向上しているが、河床勾配が急な地形的特徴や河床の上昇等の影響から、特に大井川においては台風や集中豪雨等によって浸水被害が発生しやすい状況にある。特に近年は、局地的な降雨の発生が増加傾向にあり、河川の急速な水位上昇による越水や溢水にも注意が必要である。

また、季節的には初夏から秋にかけて台風や前線の影響で大雨、洪水、暴風等による災害が発生しやすいため注意が必要である。

【町内の河川】

種別	河川数	河　川　名
一級河川	16	大井川、川根境川、下泉河内川、中津川、川根長尾川、水川川、榛原川、小長井河内川、寸又川、関の沢川、横沢川、栗代川、大間川、平野沢、湯沢、奥湯沢
準用河川	21	サワガレ沢川、杉沢川、桃沢川、田原沢川、柿間沢川、神谷沢川、ホンタリ沢川、ミコノ上沢川、清水沢川、坂京河内川、三ツ野沢川、神光寺沢川、筒沢川、椿沢川、沢奥沢川、門前川、大間沢川、本沢川、幡住川、幡住川派川、島沢川

注）町内に二級河川はない。　　出典：静岡県河川指定調書（平成 25 年４月 30 日現在）

２　土石流・地すべり・がけ崩れ

当町は、町域の約９割が森林で傾斜地が多く、現在、砂防指定地が 24 箇所あるほか、急傾斜地崩壊危険区域が 17 箇所及び土砂災害警戒区域が 260 箇所、土砂災害特別警戒区域が 227 箇所（いずれも令和３年１月現在）指定されている。

大井川上流部の地域では、地質が弱いため、降雨による土砂崩れ等がたびたび発生し、道路の寸断により、災害の規模を大きくする原因ともなっている。

また、指定外の地区においても、山麓や渓流沿いの住宅では崖崩れ、地すべり、土石流等の災害の危険を有しており、今後、大雨時あるいは降雨が連続する梅雨期、地震等には十分な警戒が必要である。

【土砂災害防止法区域指定･箇所状況】　　（カ所）

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
土石流	地すべり	急傾斜	計	土石流	地すべり	急傾斜	計
55	10	195	260	34	-	193	227

出典：県砂防課（令和３年１月現在）

第２章　災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第1節　総則

- 町及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 町及び県は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町又は県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 町及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 町及び県、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節　河川災害予防計画

１　河川の特徴

当町は町のほぼ中央を北から南に大井川が流れ、そこに寸又川、榛原川、水川川、川根長尾川等、数多くの河川が流れ込んでいる。

大井川には発電及び洪水調整のためにダムが設けられ、現在では台風等による集中豪雨時でも溢水することはほとんどなくなった。中小河川は、いずれも流れが急で、流路が狭小であるため、集中豪雨等により出水し、災害が発生しやすい状況にある。

こうした災害を未然に防止するためにも堤防、護岸等の整備、堆積土砂の除去、しゅんせつ、狭窄部の拡幅整備等が必要である。

また、水防関係者は、随時河川堤防、その他水防に影響ある工作物を監視することはもちろんのこと、気象台の予報により異常降雨が予想される場合は、地区それぞれの特質を把握し、万全の処置を取る必要がある。

２　河川の治水対策

⑴　一級河川については、管理者である国、県に対し、河川改修の促進を積極的に働きかけるものとする。

⑵　準用河川については、現在、改修中のものは事業を促進し、その他の河川については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等を推進するものとする。

⑶　普通河川については、流下能力向上のために道路改良事業等の他事業との調整を図り、計画的に整備を推進するものとする。

⑷　既に整備がなされている区間についても、平常から巡視を行い、河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは、すみやかに補修工事を行うものとする。

３　浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

⑴　町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

⑵　町は、本計画において、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合には、名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

（資料編４-１-２）浸水想定区域に係る要配慮者利用施設

⑶　町長は、本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップの配布、その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑷　事業者は、危険物関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

⑸　要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

ア　浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

　また、町長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

イ　町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。

エ　町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

オ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

４　連絡体制の構築

当水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第３節　道路・橋りょう災害防除計画

災害時における交通の確保は、応急対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため極めて重要である。そこで、道路、橋梁等については、災害防除事業を実施するとともに、随時安全点検を行い、危険箇所の解消を図る。

⑴　道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

ア　幹線道路網の整備

国道 362 号、国道 473 号、主要地方道川根寸又峡線、県道接岨峡線等の崩落危険箇所や狭隘箇所、曲折箇所等の解消について、国・県及び静岡市に要望する。

イ　町道等の整備

町道については、補助事業等により拡幅、改良、舗装等を推進するとともに、一部路線については、県施工の過疎代行事業の計画改良を進め、その他の町道についても計画的に整備を図り、基幹道路に接続する集落間交通網の確立を推進する。

さらに、山間の道路は、豪雨や台風によって土砂崩れや落石等の災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工等の対策を実施するものとする。

ウ　橋梁の整備

橋梁の長寿命化及び耐震補強を推進する。

⑵　道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第４節　土砂災害防除計画

１　土砂災害対策

本町は、地形的に急峻な山地やがけが多い上に、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜の崩壊）危険箇所が多数存在している。

このため、土砂災害から住民の生命と財産を守るため、平素から危険予想箇所を把握し、パトロールを実施するものとする。

また、急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、迅速かつ適切な避難指示等に係る対策の整備や防災情報の提供等のソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

２　砂防事業

県は、土石流の発生するおそれのある渓流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調整を図るために、砂防設備の整備を実施するものとし、町は県と連携を図りながら事業を推進する。

⑴　砂防事業

町は、国や県と連携を図り、砂防えん堤、渓流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。

⑵　災害関連緊急砂防事業

風水害、震災等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、町は、国や県と連携を図り、緊急に砂防設備の整備を実施する。

３　地すべり対策事業

県は、地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施するものとし、町は県と連携を図りながら事業を推進する。

⑴　地すべり対策事業

町は、国や県と連携を図り、地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。

⑵　災害関連緊急地すべり対策事業

風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、町は、国や県と連携し、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。

４　急傾斜地崩壊対策事業

県は、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊防止施設等の整備を実施するものとし、町は国や県と連携を図り事業を推進する。

⑴　急傾斜地崩壊対策事業

町は、国や県と連携し、法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。

⑵　災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大のおそれがある場合、町は国や県と連携し、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

５　土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

⑴　土砂災害警戒情報の提供と活用

ア　県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル４に相当）を発表する。

イ　町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

ウ　町は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

エ　町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

⑵　土砂災害緊急情報の提供

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、又は河道閉塞によるたん水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町長が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

６　土砂災害防止法の施行

⑴　土砂災害警戒区域等の指定、公表

ア　県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

イ　県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。

⑵　土砂災害特別警戒区域における規制等

ア　県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。

イ　県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

⑶　町地域防災計画

ア　町防災会議は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ｱ)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

(ｲ)　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ｳ)　災対法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(ｴ)　警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

（資料編４-１-1）土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設

(ｵ)　救助に関する事項

(ｶ)　(ｱ)～(ｵ)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ　町防災会議は、町地域防災計画において前項(ｴ)に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

⑷　要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

ア　土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

イ　町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

エ　町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

⑸　住民への周知

ア　町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

イ　県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする

⑹　避難指示等の解除

町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

⑺　事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害認定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

７　その他のソフト対策

⑴　土砂災害警戒区域等の周知

町は、土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

⑵　「土砂災害に対する防災訓練」の実施

町は県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第５節　山地災害防除計画

１　山地災害対策

地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

２　治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止軽減を図る。

３　総合的な山地災害対策

町は、県等と連携して、毎年度、６月１日～15 日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を

図る。

また、町は、山地災害危険地区の情報を住民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して、地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

第６節　林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりでなく、地域の生活道路としての役割も求められているほか、近年の都市住民の森林への関心の高まりにより、林道の通行車両の増大が見込まれているが、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急カーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあることから、計画的に危険箇所の改良を実施し、通行の安全を図る。

第７節　農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、農地防災工事等により、災害に強い農山村づくりを目指す。

１　ため池等整備事業

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。

また、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図るものとする。

２　農地保全事業

農地保全事業は、農地面積が小さく急傾斜が多いなど、農業を営むための地理的条件が平坦地域と比べて不利な中山間地域等の農地や農業用施設を自然災害から守るための事業である。

町は、これらの農地の保全を図るため、県等と連携し、崩落を防止するために行う排水路及びこれらに付帯する農道の整備を図るものとする。

３　たん水防除事業

この事業は、多量の降雨により排水量が増加し自然排水が不能となるなど、排水条件の悪化した地域に対しあらかじめ排水機、排水樋門等の防止施設を設置して、予想される被害を未然に防止する事業である。

町は、国や県と連携し、豪雨等により農地に冠水被害が生じないよう、排水機場の計画的な整備と維持管理に努めるものとする。

第８節　倒木被害防除計画

町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な移設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第９節　盛土災害防除計画

町は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第10節　避難情報の事前準備計画

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

１　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

⑴　町は、町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

⑵　町は、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

２　住民への周知・意識啓発

⑴　町は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階

への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上階層に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、町は日頃から住民等への周知啓発に努める。また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

⑵　町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

⑶　町は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、町は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第11節　避難誘導体制の整備計画

町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第12節　防災知識の普及計画

原則として、共通対策編　第２章　災害予防計画　第４節　防災知識の普及計画、第２章　災害予防計画　第６節　住民の避難体制に準ずる。

加えて、町は、国や県等の関係機関の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

①浸水想定区域、避難場所、避難路など水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されて

いないか住民等に避難を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

②土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

③山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

第13節　自主防災活動

（共通対策編　第２章災害予防計画　第８節「自主防災組織の育成」及び第９節「事業所等の防災活動」に準ずる。）

第３章　災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、町の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する町の対応を定め、もって管下各河川による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第１節　指定水防管理団体・水防機関

１　指定水防管理団体

指定水防管理団体は「川根本町水防計画書」（第１章）、（第２章）、（第３章）、（第４章）に定めるところによる。

なお、指定水防管理団体が管理する主要な河川は以下のとおり。

管理団体名	主要河川名
川根本町	大井川、大間川、寸又川

２　水防機関

水防業務を処理する水防の機関は、静岡市消防局及び消防団をもって充てる。

第２節　水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防計画は、本計画においておおむね次の事項について定めるものとする。

⑴　水防組織

⑵　避難

⑶　決壊等の通報及び決壊後の処置

⑷　重要水防箇所

⑸　ダム、水こう門等及びその操作

⑹　水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送

⑺　通信連絡

⑻　気象庁が行う予報及び警報とその措置

⑼　判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報

⑽　水防活動

⑾　協力応援

⑿　水防報告等

⒀　水防協力団体

⒁　その他

第３節　水防組織及び非常配備体制

水防管理者（町長）は、洪水等の水害が発生するおそれのある場合、川根本町役場に川根本町水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

１　町水防本部

水防本部長（町長）は、洪水等において水防活動の必要があると認めた時から、その危険が解除するまでの間、町水防本部を設置するとともに、町水防本部、静岡市消防局、消防団が一体となって水防活動を実施するものとする。

なお、水防本部に係る活動の詳細については、「川根本町水防計画書」に準ずる。

２　町災害対策本部

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに設置する。本部長（町長）は、必要に応じて本部員会議を開催し、町が実施する応急対策等について協議・決定する。災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

なお、災害対策本部の設置及び任務の詳細については、＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策　第２節「組織計画」＞に準ずる。

⑴　任務

ア　防災対策の総合調整

イ　情報収集、発信、広報

ウ　関係機関への支援要請

(ｱ)　自衛隊への災害派遣要請の要求

(ｲ)　防災協定締結機関等への支援要請

(ｳ)　医療機関等への協力要請

(ｴ)　その他関係機関への応援要請

エ　二次災害等発生防止措置

オ　県への報告

カ　広報に関する事項

３　非常配備体制

非常配備体制については、川根本町水防計画書による。

第４節　水防に関する予警報

１　「水防活動」に必要な予報及び警報とその措置

静岡地方気象台の発表する気象等予警報とその措置について「川根本町水防計画書」（第 12 章）に定めるところによる。

２　水位周知河川における水位到達情報

水位周知河川における水位到達情報は「川根本町水防計画書」（第８章）（第 12 章）の定めるところによる。

３　道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第５節　情報収集・伝達

情報収集・伝達に関しては、＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策　第４節「通信情報計画」＞に準ずるものとする。

第６節　広報活動

広報活動に関しては、＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策　第５節「災害広報計画」＞に準ずるものとする。

第７節　水防信号及び水防標識

水防信号及び水防標識は「川根本町水防計画書」（第 10 章）の定めるところによる。

第８節　避難のための立退

避難のための立退に関しては、＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策　第７節「避難救出計画」＞に準ずるものとする。

第９節　重要水防箇所

重要水防箇所は「川根本町水防計画書」（第７章）の定めるところによる。

第10節　水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送

水防資機材の整備及び調達は「川根本町水防計画書」（第 11 章）の定めるところによる。